

産業能率大学通教校友会 神奈川支部 会則

第一章 総 則

- 第1条 本会は、産業能率大学通教校友会神奈川支部と称する。
- 第2条 本会は、会員の親睦と情報の交換及び相互研鑽を増進し、併せて支部活動を通じて産業能率大学通教校友会・学校法人産業能率大学の発展に寄与することを目的とする。
- 第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- 1・定例親睦会(親睦旅行)・交流会等の開催
 - 2・情報交換会の開催
 - 3・講演会・研修会(見学会)等の開催
 - 4・学生会活動への協力支援及び交流事業
 - 5・その他、本会の目的達成に資する事業
- 第4条 本会の事務局は、神奈川県内(支部長住所地)に置く。

第二章 会 員

- 第5条 (入会)
- 1・本会の会員は、産業能率大学(産能大学)通信教育卒業生とし、校友会本部の会員資格を満たし、且つ、本会への入会を希望した者とする。
 - 2・入会手続きは、所定の用紙に必要事項を記載し、会費を添えて支部事務局へ提出する。
 - 3・会員は、入会手続き後に氏名・住所等の変更があった場合には、速やかに事務局に届け出るものとする。
- 第6条 (退会・脱会)
- 1・会員が脱会するには退会の意思を事務局へ届け出ることとする。
 - 2・会員が以下の行為を行った場合は、役員会の決議をもって、強制脱会とする。
 - ① 法令に反し、公序良俗に反する行為を行った場合
 - ② セクシャルハラスメントを行った場合
 - ③ 個人情報の漏洩を行った場合
 - ④ 校友会活動に著しく支障をきたす場合
 - ⑤ 継続して1年以上連絡が取れない場合

第三章 役 員

- 第7条 本会の役員は、次の通りとする。
- | | |
|---------|-----|
| 1・支 部 長 | 1 名 |
| 2・副支部長 | 若干名 |
| 3・事務局長 | 1 名 |
| 4・会 計 | 若干名 |
| 5・監 査 | 1 名 |
| 6・幹 事 | 若干名 |
- 第8条 役員は、支部会員の中から選出し、支部総会において承認を受けるものとする。但し期の途中で欠員が生じた場合は、役員会で互選し、任期は前任者の残期間とする。
- 第9条
- 1・支部長は、支部を代表し、会計・会務を統括する。
 - 2・副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故ある時は、その職務を代行する。
 - 3・事務局長は、支部の事務局を統括する。
 - 4・会計は、支部の会計を担当する。
 - 5・監査は、会計及び事業の状況を監査する。
 - 6・幹事は、本会の運営を図るための諸業務を分担する。
 - 7・会の運営に著しく支障をきたす役員は、役員会の決議のもと解任させることができる。

第10条 支部長と事務局長は、本部代議員となる。

第11条 役員の任期は2ヶ年とする。但し再任を妨げない。

第四章 総 会

第12条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

第13条 定期総会は毎年1回書面（電磁的記録を含む）形式、または集会形式で開催する。臨時総会は、役員会で必要と認めた場合に開催する。

第14条 総会は、支部長が招集し、支部長がその議長となる。

第15条 定期総会に於いては、次の事項を提出し、その承認を得なければならない。

- 1・事業報告
- 2・収支決算及び監査報告
- 3・収支予算
- 4・事業計画
- 5・役員の選出
- 6・その他本部・支部に関する重要事項

第16条 総会の決議は、提出された書面表決書の過半数、または出席会員の過半数（委任状を含む）をもってこれを決し、可否同数のときは議長が決する。但し、集会形式の場合に限り委任状による議決権の行使を認める。

第五章 役員会及び委員会

第17条 役員会は、支部長・副支部長・事務局長・会計・監査及び幹事をもって構成する。

第18条 役員会は、支部長が必要と認めたとき招集し、支部長はその議長となる。

第19条 役員会は、出席役員の過半数により議決する。可否同数のときは議長が決する。

第20条 役員会は、次の事項を審議・決定する。

- 1・総会付議事項
- 2・支部の運営に関する重要事項

第21条 本会には、役員会の議を経て委員会を設けることができる。

- 1・委員会の数、名称、所管業務は、役員会において別に定める。

第六章 会 計

第22条 本会の経費は、入会登録料・臨時会費・助成金・寄付金及び雑収入をもってあてる。

ただし、一旦納めた会費は返還しない。

- 1・入会登録料は1,000円とする。継続会費の徴収は行わない。
- 2・入会登録料は、郵便振替払込書または銀行振込によって支部口座に納入するものとする。

第23条 1・本会の会計年度は、毎年6月1日から翌年5月31日に終わる。

- 2・書類等保存期間は3年とする。

第七章 雑 則

第24条 本会の総会、及び校友会への必要連絡事項は、その内容および日程等が決定次第、産業能率大学通教校友会事務局（会長）に連絡するものとする。

第25条 支部活動に関する細則は、必要に応じてこれを定める。

第26条 細部については、別に定めることができる。

第27条 本会則は平成11年10月2日より施行する。

〈付則〉 ①平成12年7月20日の総会にて、第22条を一部追記した。

②平成15年9月27日の総会にて、第22条を一部追記した。

③平成16年9月25日の総会にて、第5条・第6条・第7条・第9条・第17条・第23条を追記した。

④平成17年4月1日付学校名変更に伴い、規約内学校名を産能大学から産業能率大学へ変更した。

- ⑤平成 19 年 6 月 17 日の総会にて、第 22 条を修正及び追記した。
- ⑥平成 27 年 7 月 25 日の総会にて、第 6 条、第 10 条を追記した。
- ⑦令和 5 年 7 月 8 日の総会にて、第 13 条、第 16 条を修正及び追記した。